

【保護者の方へ】

予防接種の前に必ずお読みください

B型肝炎予防接種 説明文

B型肝炎ワクチンの接種を実施するにあたって、接種を受けるお子さんの健康状態をよく把握する必要があります。予防接種の前に必ずこの説明文をお読みになり、「B型肝炎予防接種予診票」にご記入の上、医師の診察を受けてください。

* 予防接種の効果や副反応などについて理解した上で、お子さんの予防接種についてご判断いただきますようお願いいたします。

1 B型肝炎について

B型肝炎ウイルスの感染を受けると、急性肝炎となりそのまま回復する場合もあれば、慢性肝炎となる場合もあります。一部劇症肝炎といって、激しい症状から死に至ることもあります。また、症状としては明らかにならないままウイルスが肝臓の中に潜み、年月を経て慢性肝炎・肝硬変・肝がんなどになることがあります。ことに年齢が小さいほど、急性肝炎の症状は軽いかあるいは症状はあまりはっきりしない一方、ウイルスがそのまま潜んでしまう持続感染の形をとりやすいことが知られています。感染は、B型肝炎ウイルス(HBs 抗原)陽性の母親から生まれた新生児、B型肝炎ウイルス陽性の血液・体液に直接接触したような場合、B型肝炎ウイルス陽性者との性的接触などで生じます。

2 B型肝炎ワクチンと効果について

B型肝炎ワクチンは、ことに小児の場合は肝炎の予防というより、持続感染を防ぎ、将来発症するかもしれない慢性肝炎・肝硬変・肝がんの発生を防ごうとすることが最大の目的です。

以前はB型肝炎ウイルス陽性の母親から生まれた小児に、出生後できるだけ早くB型肝炎ガンマグロブリンとB型肝炎ワクチンを母子感染予防事業として接種してきましたが、平成 28(2016)年 10 月から、平成 28(2016)年 4 月 1 日以降生まれた全小児に対する定期予防接種が実施されています。

◆B型肝炎ウイルス陽性の母親から生まれた新生児に対する接種は健康保険による費用負担、B型肝炎ウイルス陽性の血液に誤って触れるなどの事故の場合は労災保険や健康保険などによる費用負担で接種が行われることは、これまでと変わりありません。

3 接種時期について

対象年齢	標準的な接種期間	接種間隔/接種回数	合計回数
生後 1 歳未満	生後 2 か月～ 生後 9 か月未満	初回: 27 日以上の間隔をおいて 2 回接種	3 回
		追加: 第 1 回目の注射から 139 日以上の間隔をおいて 1 回接種	

4 予防接種を受けることができない方

- (1)明らかに発熱(通常 37.5℃以上をいいます)している方
- (2)重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
- (3)このワクチンに含まれる成分でアナフィラキシーを起こしたことのある方

「アナフィラキシー」とは、通常接種後約 30 分以内に起こるひどいアレルギー反応のことで、発汗、顔が急にはれる、全身にひどいじんましんが出る、はきけ、嘔吐、声が出にくい、息が苦しいなどの症状やショック状態になるような、はげしい全身反応のことで。

- (4)母子感染予防として、出生後にB型肝炎ワクチンの接種を受けたことのある方
- (5)その他、かかりつけ医師が予防接種を行うことが不適当な状態と判断した場合

(裏面に続く)

5 予防接種を受けるに際し、医師とよく相談しなければならない方

- (1)心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害などの基礎疾患のある方
- (2)過去に予防接種で、接種後 2 日以内に発熱・発疹・じんましん等アレルギーと思われる異常がみられた方
- (3)過去にけいれん(ひきつけ)を起こしたことがある方
けいれんの起こった年齢、そのとき熱があったか、熱がなかったか、その後起こっているか、受けるワクチンの種類などで条件が異なります。必ずかかりつけ医と事前に相談しましょう。
- (4)過去に免疫不全の診断がなされている方及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる方
- (5)ワクチンにはその製造過程における培養に使う卵の成分、抗菌薬、安定剤などが入っているものがあるので、これらにアレルギーがあるといわれたことのある方
- (6)国内では、2 種類のB型肝炎ワクチンが供給されています。ワクチンのゴム栓に乾燥天然ゴム(ラテックス)が含まれているものがありますので、ラテックス過敏症のある方はアレルギー反応があらわれる可能性があり、十分注意が必要です。

6 予防接種を受けた後の一般的注意事項

- (1)予防接種を受けた後 30 分間程度は医療機関でお子さんの様子を観察するか、医師とすぐ連絡をとれるようにしておきましょう。急な副反応が、この間に起こることがまれにあります。
- (2)接種後、不活化ワクチンでは 1 週間は副反応の出現に注意しましょう。また、接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けましょう。
- (3)接種部位は清潔に保ちましょう。入浴は差し支えありませんが、接種部位をこすることはやめましょう。
- (4)接種当日は、激しい運動は避けましょう。

7 副反応について

接種を受けた者の 10%前後に倦怠感、頭痛、局所の腫脹(はれ)、発赤、疼痛等がみられたと報告されていますが、新生児・乳児についても問題なく行われています。医療機関から副反応の疑い例(有害事象)として報告されたうちの重篤症例(報告者が重篤として判断するもの)の発生頻度は、0.0009%です。(平成 25(2013)年 4 月 1 日～令和 7(2025)年 9 月 30 日までの数値。)

8 予防接種による健康被害救済制度

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障が出るような障がいを残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく給付を受けることができます。ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因(予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等)によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に給付を受けることができます。

※給付申請の必要性が生じた場合には、診察した医師、江別市保健センターへご相談ください。

お問い合わせ先: 江別市保健センター TEL011-385-5252